

意見書

平成 19 年 8 月 23 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条により、平成19年7月23日付け情審通第86号で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案(以下、「改正省令案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 改正省令案について

現行のユニバーサルサービス制度において、高コスト地域の範囲は可能な限り限定されることが望ましいと考えますが、改正省令案は、補てん対象額算定のためのベンチマークを「全国平均費用+標準偏差の2倍」とするもので、実質的に高コスト地域をより厳密に特定する効果があり、合理的な案の一つであると考えます。

なお、平成20年より開始予定のユニバーサルサービス制度の見直しは、抜本的なものとする必要があります。まずは、基金や補助金に頼らず、ユニバーサルサービスを確保する方策を検討すべきであり、コスト算定方法のみならず、ユニバーサルサービスの提供コスト自体を削減・最小化するための方策について、徹底的な議論を行う必要があると考えます(見直しに関する弊社共意見の詳細は、平成19年3月2日付け弊社意見書¹を参照願います)。

また、ユニバーサルサービス制度、接続料、基本料の在り方は互いに密接に係るものであり、同制度見直しの際には、接続料・基本料の在り方についても抜本的な議論を行う必要があると考えます。

2. その他

(1) NTT東西における経営効率化及び情報開示の必要性

NTT東西は経営効率化に関し、「平成19年度以降、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、経営効率化の実績について併せて総務省に報告すること」²を求められているところであり、さらに同収支表の営業費用に関し、管理部門と利用部門の区分を設けることが「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」にて提案されているところ³です。これらのNTT東西のユニバーサルサービス収支及び経営効率化に関する情報が、利用者およびユニバーサルサービス基金の負担事業者からも検証可能となるよう、NTT東西においてはより一層の情報開示が求められるべきであると考えます。

(2) 利用者に対する徹底的な告知

ユニバーサルサービス制度の継続においては、同制度に対する利用者の理解が不可欠

¹ 「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」の検討アジェンダ案に対する意見書：
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070306_1_d6.pdf

² 平成18年11月21日 情報通信審議会答申書：http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061121_3.html#bs

³ 平成19年8月10日 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書(案)：
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070810_6_bs2.pdf

です。事業者は、請求書における明示や、独自の案内パンフレット配布等により同制度の告知に努めているところですが、行政におかれても、平成 18 年 11 月 21 日における情報通信審議会答申書の内容⁴を踏まえ、今回の制度変更等に関し十分な告知を行って頂きたいと考えます。

以上

⁴ 「ユニバーサルサービス制度が国民利用者の利益に深く関係するものであることにかんがみ、行政、基礎的電気通信役務支援機関、適格電気通信事業者及び接続電気通信事業者等においては、積極的に制度の概要等について周知・広報を行うとともに、利用者等からの照会対応を適切に行うなど、利用者への情報提供を徹底すること」：
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061121_3.html#bs